

平成25年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成25年2月28日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会期決定について	
第 2	議案第 1 号	平成25年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 （一 括）
第 3	議案第 2 号	平成25年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 4	議案第 3 号	平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 4 号	平成25年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 5 号	平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算	
第 7	議案第 6 号	平成25年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 8	議案第 7 号	平成25年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 9	議案第 8 号	平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第10	議案第 9 号	平成25年度大竹市水道事業会計予算	
第11	議案第10号	平成25年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第12	議案第11号	平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算	即 決 即 決
第13	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	
第14	議案第12号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	+
第15	報告第 1 号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報 告 （一 括） 総務文教付託
第16	議案第27号	大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	
第17	報告第 2 号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報 告
第18	議案第16号	大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	生活環境付託
第19	議案第17号	大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	生活環境付託 （一 括）
第20	議案第18号	大竹市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	生活環境付託
第21	議案第19号	大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	生活環境付託
第22	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	生活環境付託
第23	議案第32号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託

第24	議案第13号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	生活環境付託
第25	議案第14号	大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	生活環境付託
第26	議案第15号	大竹市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	(一 括)
第27	議案第20号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	生活環境付託
第28	議案第23号	大竹市介護保険条例の一部改正について	生活環境付託
第29	議案第21号	大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正について	総務文教付託
第30	議案第29号	指定金融機関の指定更新について	(一 括)
第31	議案第30号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	総務文教付託
第32	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	総務文教付託
第33	議案第22号	大竹市教育環境充実基金条例の一部改正について	総務文教付託
第34	議案第25号	大竹会館条例の一部改正について	(一 括)
第35	議案第28号	大竹市民水泳プール設置及び管理等に関する条例の廃止について	総務文教付託
第36	議案第26号	大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	生活環境付託
第37	議案第35号	平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	(一 括)
第38	議案第33号	平成24年度大竹市一般会計補正予算(第5号)	生活環境付託
第39	議案第34号	平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	総務文教付託
第40	議案第36号	大竹市議会政務調査費の交付に関する条例及び大竹市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	(一 括)
第41	議案第37号	大竹市議会委員会条例の一部改正について	即 決

+

+

第42 平成25年陳情第1号 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情

まちづくり対策付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会期決定について（表決）
- 日程第 2 議案第 1号から日程第14 議案第12号（説明・継続・表決）
- 日程第15 報告第 1号から日程第16 議案第27号（報告・説明・付託）
- 日程第17 報告第 2号から日程第23 議案第32号（報告・説明・付託）
- 日程第24 議案第13号から日程第28 議案第23号（説明・付託）
- 日程第29 議案第21号から日程第32 議案第31号（説明・付託）
- 日程第33 議案第22号から日程第35 議案第28号（説明・付託）
- 日程第36 議案第26号から日程第37 議案第35号（説明・付託）
- 日程第38 議案第33号から日程第39 議案第34号（説明・付託）
- 日程第40 議案第36号から日程第41 議案第37号（説明・表決）
- 日程第42 平成25年陳情第1号（付託）

○出席議員（16人）

1番	西川健三	2番	大井 渉
3番	網谷芳孝	4番	藤井 馨
5番	乃美晴一	6番	児玉朋也
7番	北林 隆	8番	山崎年一
9番	細川雅子	10番	日域 究
11番	上野克己	12番	寺岡公章
13番	原田 博	14番	二階堂 博
15番	田中実穂	16番	山本孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入山欣郎
副 市 長	大原 豊
教 育 長	西尾裕次
総務企画部長	太田勲男
市民生活部長兼	塩田小百合
福祉事務所長	
都市環境部長	長谷川 寿男
上下水道局長	北地 範久
消 防 長	賀屋幸治
総務課長併任選挙	西岡 靖
管理委員会事務局長	
企画財政課長	政岡 修
地域振興課長併任	中川英也
農業委員会事務局長	

十

+

福祉課長
保健介護課長
監理課長
土木課長
都市計画課長
上下水道局業務課長
総務学事課長
生涯学習課長

米中和成
山本八州宏
青森浩
平田安希雄
栢英彦
重本隆男
小西啓二
吉原克彦

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

正木丈治
三浦暁雄

+

+

+

会期決定について

平成25年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

平成25年2月28日提出

大竹市議会議長 西 川 健 三

自 平成25年2月28日

27日間

至 平成25年3月26日

会 期 日 程 表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
2. 28	木	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・陳情（付託）
			総務文教委員会	付託案件審査
3. 1	金	休 会		
2	土			
3	日			
4	月		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
5	火		岩国大竹道路対策特別委員会 まちづくり対策特別委員会	10時～
6	水		安心安全対策特別委員会	10時～
7	木			
8	金	本会議		・一般質問及び総括質疑 （予算特別委員会設置・付託） ・一般議案委員長報告（表決） ・陳情委員長報告（表決）
9	土	休 会		※中学校卒業式
10	日			
11	月	(予備日)		
12	火	休 会		
13	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
14	木		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	金		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
16	土			
17	日			
18	月		予算特別委員会（予備日）	付託案件審査 10時～
19	火			※小学校卒業式
20	水			（春分の日）
21	木			
22	金			
23	土			※穂仁原小学校閉校式
24	日			※阿多田小学校閉校式
25	月			
26	火	本会議		・議案委員長報告（予算表決） ・閉会

+

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、14番、二階堂博議員、15番、田中実穂議員を指名いたします。

本日の議事日程、会期決定について、平成25年度当初予算案の提案説明、議案第36号、議案第37号、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、さきの議員全員協議会におきまして、概要を御説明させていただきましたように、平成25年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。

平成25年度当初予算の案につきましては昨年度と同様、第五次大竹市総合計画に沿って編成をさせていただきました。市民の皆様お一人お一人が、誇りと生きがいを持たれ、笑顔と元気、輝く大竹のまちとなりますよう将来を見据えての予算案としております。

それでは御提案申し上げます議案について申し上げますと、平成25年度当初予算案を初め、専決処分の報告について、人権擁護委員候補者の推薦について、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、条例の制定、一部改正、廃止について、指定金融機関あるいは指定管理者の指定について、一般会計及び特別会計の補正予算案など合わせて38案件でございます。これらの議案の内容につきましては後ほど詳しく御説明させていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては何とぞ慎重に御審議いただきまして、ぜひとも議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また先日、市民の方が大願寺の土地売却に係る住民訴訟を広島地裁に起こされたという新聞報道がございました。訴状を実際にまだ見ていないため詳しいことはわかりませんが、提訴されたのは市長と副市長ということでございます。私は市長就任当初から、議員の皆様方とはたとえ意見は違っても信頼関係を築いた中でお互いが真摯に議論をし、ともに大

竹の発展のため、明るい未来のために前に進んでまいりたいと申し上げてまいりました。今回の住民訴訟を起こされた方の中には議員さんも5名おられると報道にございました。議会制民主主義とは何なのか、そもそも議会とは何なのか、議会の役割とは何なのか、改めて考えさせられている次第でございます。議会で御議論いただき、賛同、御議決をいただきましたこのたびの市の判断が司法の判断に委ねられる事態となりましたことは大変残念なことと思っております。しかし提訴されました以上、司法の場においてしっかりと主張してまいりたいと考えております。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会期決定について

○議長（西川健三） 日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの27日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、会期は27日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2～日程第14〔一括上程〕

議案第 1号 平成25年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成25年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成25年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成25年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成25年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成25年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成25年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成25年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成25年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成25年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成25年度大竹市公共下水道事業会計予算

諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（西川健三） 日程第2、議案第1号平成25年度大竹市一般会計予算から、日程第14、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてに至る13件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 平成25年度当初予算案が上程されるに当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思います。

早いもので、市長に就任して7回目の予算提案となりました。これまで市の将来を左右する大きな決断をさせていただきながらも、将来負担比率や市全体の起債残高を減らすなど、財政規律を保ちながら行政運営を行ってまいりました。

長年の懸案事項であった大願寺地区造成事業につきましては小方小学校・小方中学校や給食センターが竣工し、目の前に広がる住宅用地には住宅建設のつち音が聞こえ、目に見える形で解決を図ることができたと実感しております。また、4月からは市内の全ての小中学校に給食の提供を開始いたします。これも市民の代表として、ともに当事者意識をお持ちになられ、御判断いただいてこれられました議員の皆様方のおかげだと心から感謝申し上げます。

第五次総合計画の推進力となる「大竹を愛する人づくり」に向けての環境づくりにつきましては、大きな施設整備が一段落しましたが、引き続きまして教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済は、海外経済の減速した状態が続いていることなど、輸出や工業生産においては力強さに欠ける状況も見られる一方、住宅投資の持ち直し傾向や個人消費も底がたく維持しており、横ばい圏内の動きとなっております。当面そうした動きが続くものと見られていますが、国内需要は各種経済対策の効果もあり、底がたく推移すると見られ、海外経済が減速状態から次第に脱していくにつれて、緩やかな回復経路に復していくと期待されております。

しかし大竹市を取り巻く諸情勢を振り返ってみますと、少子化高齢化の進行、人口の減少、また海外経済の不確実性から法人関係の税が伸び悩むなど、厳しい財政状況が続いております。平成25年度は市税収入が伸び悩む中、臨時財政対策債を含めた地方交付税が減少したことにより、一般財源の総額は減少しております。

今、世の中が急速に変わっていく時代に入っていると感じております。今後、国の財政状況がますます厳しくなっていく中、地方財政も厳しくなっていくことを覚悟しなければなりません。行政需要がますます高まっていく中で支える世代の人が減少し、今の行政の仕事のあり方、仕組みでは成り立たなくなる時代がすぐそこに迫っていると感じております。

また、高齢社会の到来は人だけの問題ではなく、高度成長期以降、急ピッチで整備してきた社会基盤施設なども老朽化が急速に進んでおります。予防的な措置を講じずにこのまま放っておきますと、施設の更新が間に合わない時代が間もなく来ると予想されます。

そのため、市民の皆様が生涯幸せで生活できますよう安心・安全のための取り組みを進めますが、特に「健康」保持に向けての予防、施設の長寿命化対策、地域活動の促進などを4月1日からの新しい組織で効率よく事業展開していきたいと考えております。これら



の施策を進めることが結果的に将来の行政需要を抑え、まちづくりの前提となる「安定した財政運営」につながると思っております。

厳しい時代の到来を悲観するのではなく、行政や社会の仕組みを変えていくことにチャレンジし、「住みたい、住んでよかったと感じられるまち」大竹を、気概を持って皆様と一緒にやってつくってまいりたいと考えております。

こうした状況の中での編成となりました本市の平成25年度当初予算案につきまして、御説明いたします。

予算規模でございますが、一般会計の歳入歳出予算規模は136億6,931万円でございます。一般財源は市税は前年度並みとなりましたが、地方交付税が5.2%減となったことなどにより、総額では前年度比4,100万円の減となりました。

歳出では、生活保護に係る扶助費などが7,300万円の増、公債費が8,700万円増加する一方で、小方小学校・小方中学校移転改築事業などが減少することなどにより普通建設事業費が8億3,300万円の大幅な減、土地造成特別会計などへの繰出金が1億400万円減などにより、前年度に比べ5.1%減少の予算となっております。

前年度と比較して予算規模は縮小しておりますが、将来的な財政需要の抑制のための施策を重点的に進めていくとともに、魅力のあるまちづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に特別会計でございますが、7会計の合計で76億7,377万7,000円と前年度比4.7%増となっております。大願寺地区造成事業の最終段階まで見据えた解決に向け、引き続き従来の土地造成特別会計への繰り出しに加えて、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を繰り出します。また自然公園整備事業費を新年度も計上し、元金の償還を進めてまいります。

最後に公営企業会計でございますが、地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3会計でございます。

独立採算制をとるこれらの会計では、常に企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進しながら経営基盤の強化を図るため、より一層のコスト削減を念頭に予算を編成しております。

まず水道事業会計につきましては、支出予定総額を6億8,510万9,000円と見込んでおります。この会計の主な事業といたしましては、水道ビジョンの事業計画に基づく施設の改良更新事業や耐震診断調査事業等を予定しております。

工業用水道事業会計につきましては、支出予定総額を9億5,534万5,000円と見込んでおります。この会計の事業内容は主に維持管理であり、ダム維持管理負担金等になります。

最後に公共下水道事業会計につきましては、支出予定総額を14億7,895万円と見込んでおります。この会計の主な事業といたしましては、下水処理場や小島汚水中継ポンプ場の設備更新事業などを予定しております。

冒頭で述べさせていただきましたように、厳しい現実と大きな課題につきましては過去の行政運営の結果だから仕方がないと他人ごとと片づけ、その場しのぎで逃げることはできませんし、よかった、悪かったと評論しただけで終わるわけにもまいりません。今、市

政を担う者として、過去から引き継いでまいりました全てを今の問題として責任を持って取り組んでまいります。今まで解決の道筋をつけるために行政として取り組むべき範囲を見きわめ、判断してまいりました。これからもそうしてまいります。今からは次の時代を見据え、行政や社会の仕組みを変えていくという大変難しいことにチャレンジしなければならないと考えております。

決断に当たりましては、大竹を愛する市民の皆様の代表として当事者意識を持たれた、議員の皆様のお力がこれまでも増して重要になってまいります。人口規模から見ますと小さなまち「おおたけ」でございますが、笑顔の多いまち、元気なまち、お一人お一人が誇りと生きがいを持ち、輝く大竹を、気概を持って皆様と一緒にやってつくってまいりたいと考えております。

安定した財政運営のもと、大竹を愛する人づくりに取り組み、よいまちに向かって市民の皆様とともに今後も着実に坂を一步一步上ってまいります。

平成25年度当初予算案上程に当たりましての説明とあわせまして、市政に対します私の決意をここに表明させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、提案させていただきました当初予算案につきまして十分御審議いただき、御承認くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります坂本スミエ氏の任期が平成25年6月30日で満了となります。坂本氏は平成19年7月1日から人権擁護委員として御活動されておられますが、長年玖波5丁目自治会副会長として地区のお世話をされながら民生委員、児童委員としても活動されておられ、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って個人の人格を尊重し、差別的、優先的な取り扱いをすることなく人権問題を初め生活に係るあらゆる相談に応じ、助言や必要な援助を行われておられます。また平成18年4月からは、大竹簡易裁判所民事調停委員として最も人権問題にかかわる任務に携わっておられます。人権擁護委員としての使命及び職務を十分に理解されておられ、これまでの経験と使命感を持って積極的な御活動を進められているところでございます。任期満了に当たり坂本氏が引き続き候補者として適任と考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により推薦しようとするものでございます。

続きまして議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、御説明を申し上げます。

御承知のように固定資産評価審査委員会は地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。この委員のうち小田重孝氏が3月31日をもちまして任期満了となります。小田氏は平成19年4月1日から固定資産評価審査委員会委員としてその職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） この際、お諮りします。

ただいま議題となっております本13件のうち、議案第1号から議案第11号に至る平成25年度各会計予算11件の議事については、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって平成25年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。残る諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、及び議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての2件について、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより本2件のうち諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件は、異議ない旨を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって諮問第1号は、異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって議案第12号は、これに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第16〔一括上程〕

報告第 1 号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

議案第 2 7 号 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第15、報告第1号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）及び日程第16、議案第27号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 賀屋幸治 登壇〕

○消防長（賀屋幸治） 報告第1号、議案第27号につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、本市所有の自動車による対物事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により平成25年1月16日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による損害賠償の額は8,400円で、債権者はお手元の資料の方であり、市の車両運行に瑕疵があったため損害賠償をするものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。平成25年1月2日午前5時18分ごろ、救急車で救急出動中、国道2号線上り線から救急要請場所に右折したところ、救急車の右後方上部赤色灯が債権者宅の物置ひさしに接触し、一部損傷させたものでございます。

本件につきましては、救急連絡者宅に一刻も早く到着するためとはいえ、本市の安全運転管理が不十分だったことにより事故が発生したものであり、深く反省しているところでございます。なお、事故の損傷箇所につきましては、事故後に修繕をいたしております。今後は事故の未然防止のため、安全運転教育の強化を図り、万全を期する所存でございます。以上で報告第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市消防団の消防活動におきましては、団員は生業の傍ら時間を割いて団活動に従事している中、研修では平日に参加することが多く、その場合団員は休暇を取得し、または休業した上で参加している現状がございます。このような状況を鑑み、大竹市消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例の第15条を改正し、一定の研修に参加する場合においても費用弁償の対象として取り扱い、訓練や警戒活動と同額の2,500円を支給できること

とする規定を加えようとするものでございます。このことにより研修への参加を促進し、団員の資質の一層の向上、活動のさらなる充実を図ろうとするものでございます。

なお、附則で、この条例の施行日につきましては平成25年4月1日からとしております。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第1号、議案第27号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件のうち報告第1号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。議案第27号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17～日程第23〔一括上程〕

報告第2号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

議案第16号 大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

議案第17号 大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第18号 大竹市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第19号 大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第24号 大竹市公園条例の一部改正について

議案第32号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（西川健三） 日程第17、報告第2号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）から日程第23、議案第32号市道路線の廃止及び認定についてに至る7件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

〔都市環境部長 長谷川寿男 登壇〕

○都市環境部長（長谷川寿男） 報告第2号、議案第16号から議案第19号、議案第24号及び議案第32号の7件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は本市所有の自動車による対物事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により平成25年2月15日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による損害賠償の額は17万8,500円で、その内容は解決金でございます。債権者はお手元の資料の方でございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。平成25年2月1日午後2時15分ごろ、大竹市黒川3丁目12番7号の三菱レイヨン株式会社大竹事業所社宅敷地内において、2トンのダンプ車で粗大ごみの収集中に、積み荷のたんすがビルトインタイプの通路の天井に接触し、天井を破損させたものでございます。

本件につきましては、本市の安全運転管理が不十分だったことにより事故が発生したものであり、深く反省しているところでございます。なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会から全額補填されるものでございます。今後は事故の未然防止のため安全運転教育の強化を図り、万全を期する所存でございます。以上で報告第2号の説明を終わります。

続きまして議案第16号から議案第19号及び議案第24号の5件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、これまで国の法令で全国一律に定められていた基準について、地域の実情を考慮した基準を条例で定めることとなったことに伴う条例制定案及び改正案でございます。

初めに議案第16号大竹市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

道路法の一部が改正され、これまで国の政令で全国一律に定められていた道路の構造基準や道路標識の寸法について、政令を参酌し、地方自治体が地域の実情に応じて定めることとなりました。これに伴い市道の道路構造の技術的基準、市道に設置する標識の寸法について本条例を制定するものでございます。政令を参酌したものとしまして、そのほとんどは基本的に準拠したものとなっておりますが、政令との主な相違点について説明させていただきます。高速道路や国道などの道路や自動車専用道路、軌道敷などの部分については、大竹市の市道に関係のない部分として市条例案から除外しております。また地方自治体の実情に応じて定めることが可能なことから、交通量の極めて少ない箇所や地形その他やむを得ない箇所で歩道の幅員の緩和や縦断勾配の緩和を設けることを可能としており、柔軟な事業の執行に寄与するため、昨年度に制定された県の条例などを参考にし、政令内の特例値などを規則に委任しております。

道路標識の寸法につきましては、市が定めることができる範囲の中で当面市内で必要と思われる案内看板や注意看板などの寸法を規定しておりますが、道路幅員が狭く、通行の支障となりやすい場所にも設置が可能なように縮小することや、状況に応じて拡大することも可能な条項を追加しております。以上で議案第16号の説明を終わります。

次に議案第17号大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準のうち、市町村道に係る基準については、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌して道路管理者である地方自治体の条例で定めることになりました。

本条例に定める基準の適用義務は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定により、多くの高齢者や障害者等の移動が通常徒歩で行われてい

る道路で国土交通大臣がその路線及び区間を指定した特定道路の新設または改築が対象となりますが、本市においてはこの特定道路に指定された路線はございません。しかしながら法第10条第4項において、特定道路以外の道路においても基準に適合させるために必要な措置を講じるよう努めるものと規定されているため、大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について条例で定めるものでございます。

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるに当たっては、基本的には省令に準拠しておりますが、このうち本市には該当しないと考えられる省令第5章の路面電車停留所に関する基準や、第6章の道路附属物としての自動車駐車場に関する基準及び第7章の移動円滑化のために必要なその他施設等に関する基準のうち防雪施設に関する基準については条例に規定しておりません。以上で議案第17号の説明を終わります。

次に議案第18号大竹市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

河川法の一部が改正され、準用河川の河川管理施設のうち主要なものの構造に関する技術的基準については、政令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることになったことに伴いまして、本条例を制定するものでございます。

本市の準用河川は松ケ原地区の藤谷川が指定されておりますが、政令の基準を参酌して検討した結果、本市の準用河川としては想定されないダムや高規格堤防、水門、揚・排水機場及び取水塔に関する基準については規定しておりません。その他の規定につきましては本市の準用河川の規模を踏まえ、国の現行基準から該当事項や数値を抽出して定めております。以上で議案第18号の説明を終わります。

次に議案第19号大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、特定公園施設の設置に関する基準については、省令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとなったことに伴いまして、本条例を制定するものでございます。

本条例の内容につきましては、公園における園路や広場、休憩所や管理事務所、駐車場、便所などの特定公園施設について高齢者、障害者等が円滑に移動や利用ができるよう、各施設における幅や勾配などの構造基準、手すりなど設置基準などを規定するものでございます。条例で定める基準については国の現行基準と同様としております。以上で議案第19号の説明を終わります。

次に議案第24号大竹市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

都市公園法の一部が改正され、公園の配置及び規模に関する技術的基準、公園施設の設置基準について、都市公園法施行令で規定していた基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとなったことに伴いまして、本条例の一部改正するものでございます。

改正の内容につきましては、まず都市公園法第3条第1項の条例で定める基準については、市民1人当たりの敷地面積の標準を市の区域内で10平方メートル以上、市街地で5平方メートル以上と規定するものでございます。また公園の配置及び規模については、公園の利用目的に応じ、公園としての機能を十分発揮できるよう配置し、敷地面積を定めることと

し、街区公園で0.25ヘクタール、近隣公園で2ヘクタール、地区公園で4ヘクタールを敷地面積の標準として定めるものでございます。

次に都市公園法第4条第1項本文で定める公園施設の設置基準については、公園に設ける公園施設の建築面積の基準を100分の2とし、地域の実情などを踏まえ、街区公園については100分の4、さらに100分の4を超えることについて相当な理由があるものとして市長が定める公園については100分の10とするものでございます。なお、備蓄倉庫や仮設公園施設など特例が定められている公園施設の建築面積の基準については、国の基準どおり建築物の種別に応じ、2%から20%を上乗せできることを規定するものでございます。以上で議案第24号の説明を終わります。

最後に議案第32号市道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。

今回提案いたしました小方19号線につきましては、市道玖波青木線の広島岩国道路高架下付近から小方ヶ丘地区に至る歩行者用の市道として整備するため、既存の路線の経過地並びに終点の変更を行うものでございます。

次に小方ヶ丘1号線から7号線までの7路線につきましては、小方ヶ丘地内における民間による開発行為によって生じた団地内の道路が平成24年12月14日付で公衆用道路として本市に帰属されましたので、市道路線として認定しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第2号、議案第16号から議案第19号、議案第24及び議案第32号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち、報告第2号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。議案第16号から議案第32号に至る6件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24～日程第28〔一括上程〕

議案第13号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第14号 大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第15号 大竹市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第20号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第23号 大竹市介護保険条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第24、議案第13号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第28、議案第23号大竹市介護保険条例の一部改正についてに至る5件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長兼福祉事務所長 塩田小百合 登壇〕

○市民生活部長兼福祉事務所長（塩田小百合） 議案第13号から議案第15号、議案第20号及び議案第23号の5件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに議案第13号及び議案第14号につきましては、平成23年5月2日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められておりました指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数及び事業所の設備並びに運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数及び事業所の設備並びに運営に関する基準等について市町村が条例で定めることとなったことに伴いまして、それぞれ基準を定める条例を制定するものでございます。

内容につきましては、省令の基準の内容を大幅に変更するほどの地域の実情がございませんので基本的に省令の規定と同様の規定としておりますが、利用者の保護を図る観点などから一部に規定を追加している部分がございます。この追加した部分につきましては後

十

ほどお示しさせていただきます。

それでは、議案第13号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

まず第1条から第3条までは、第1章として、全体の総則を定めております。その中で第3条は、指定地域密着型サービスの事業の一般原則として指定地域密着型サービス事業者の基本姿勢等を定めておりますが、指定地域密着型サービス事業者が連携すべき相手方に省令には規定のない地域包括支援センターを追加しております。第4条からは、指定地域密着型サービスの種類ごとに8つの章に分けて、それぞれ従業者の員数及び事業所の設備並びに運営に関する基準を定めております。

最初に全体の構成について御説明させていただきます。

第4条から第44条までは、第2章として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について定めております。

第45条から第59条までは、第3章として、夜間対応型訪問介護についての規定となっております。

第60条から第80条までは、第4章として、認知症対応型通所介護について定めております。この中で第2節の人員及び設備に関する基準につきましては、第61条から第63条までを事業所を単独で設置する単独型指定認知症対応型通所介護事業所及び特別養護老人ホームなどに事業所を併設する併設型指定認知症対応型通所介護事業所について定めております。また第64条から第66条までの規定は、認知症対応型共同生活介護事業所や、地域密着

型介護老人福祉施設などの施設における居間や食堂などの設備を共同で利用する共用型指定認知症対応型通所介護事業所についての規定でございます。

第81条から第108条までは、第5章として、小規模多機能型居宅介護について定めております。

第109条から第128条までは、第6章として、認知症対応型共同生活介護について定めております。

第129条から第149条までは、第7章として、地域密着型特定施設入居者生活介護についての規定でございます。

第150条から第189条までは、第8章として、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について定めております。この中で、第178条から第189条までは10以下の居室を単位として入居者同士が交流し、共同で日常生活を営むことができる場所を有しているユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における基本方針並びに基準について定めたものでございます。

第190条から第202条までは、第9章として、複合型サービスについて規定したものでございます。

それでは、続きまして第4条から改めて規定の内容について御説明させていただきますが、全体で202条の大変大きな条例でございますので、まことに恐縮ではございますが、第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護について御説明させていただき、第3章以降につきましては独自の規定があるものについてのみ説明させていただきたいと存じますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは第4条から順次御説明いたします。第4条では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が利用者に対して可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むよう援助を行うとの基本方針を定めており、第5条において、その援助を行うために提供するサービスについて規定しております。

第6条は事業所におけるオペレーター及び訪問サービスを行う従業者の員数等について、第7条は管理者の配置について規定したものでございます。

第8条は、事業所の設備及び備品の整備のほか、設置すべき通信機器等についての規定となっております。

第9条ではサービス提供に際し、利用申込者に対してサービスの内容及び手続等について説明を行い同意を得なければならない旨を、第10条では正当な理由なくサービス提供を拒否してはならない旨を規定しております。

第11条は、サービス提供が困難である場合に事業者が講じるべき措置などについて定めたものでございます。

第12条は介護保険被保険者証による受給資格等の確認義務について、第13条は要介護認定の申請に係る援助義務についての規定でございます。

第14条では面接及びサービス担当者会議等により利用者の心身の状況等の把握に努めるべき旨を規定しております。

第15条はサービス提供の開始及び終了時における指定居宅介護支援事業者等との連携に

について、第16条はサービス提供の開始に際し、利用申込者に対して法定代理受領サービスの提供を受けるために必要な援助を行う義務について規定したものでございます。

第17条は居宅サービス計画に沿ったサービスを提供する義務について、また第18条では利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合に指定居宅介護支援事業者への連絡、その他の必要な援助を行う義務について規定しております。

第19条は、面接時等に従業者に身分を証する書類を携行させる義務についての規定でございます。

第20条では、提供したサービス内容等を記録すべきであること及び利用者からの申し出に応じて当該情報を提供すべきであることを定めております。

第21条はサービスに係る利用料等の受領に関する規定でございますが、第4項におきまして、事業者はサービスの提供に当たり利用者またはその家族に対し提供するサービスの内容及び費用等について説明しなければならない旨を規定しております。省令では当該説明の方法についての定めはありませんが、利用者側の保護を図るため、文書を交付して説明を行うよう明確化しております。なお、第68条、第90条、第116条及び第137条の規定についても同様の変更を行っており、これにより全ての地域密着型サービスにおいて利用料等に係る説明を文書の交付により行うよう義務づけたものでございます。

続きまして第22条では、保険給付の請求のためのサービスの提供証明書の交付について規定しております。

また第23条及び第24条において、それぞれ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針並びに具体的取扱方針について規定しております。

第25条では、適切な訪問看護サービスの提供をするため、主治医との連携を図るべきと内容を定めております。

第26条は定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成についての規定でございますが、第6項におきまして当該計画の内容を利用者またはその家族に対して説明し、同意を得なければならないとしております。先ほどの第21条と同様に省令では同意を得る場合の方法について定めておりませんが、利用者保護の観点から、こちらも文書により同意を得ることと明確化しております。また、他のサービスについても同様の変更を行っており、夜間対応型訪問介護計画については第52条で、認知症対応型通所介護計画については第71条で、小規模多機能型居宅介護計画については第96条で、認知症対応型共同生活介護計画については第118条で、それぞれ作成した計画の同意を得る際には文書によることとの義務づけを行ったものでございます。

続きまして第27条は、同居家族に対するサービスの提供を禁止する規定でございます。

第28条は利用者に関する市への通知義務について、第29条はサービス提供中の緊急時の対応について定めたものでございます。

第30条では、管理者及び計画作成責任者の責務を定めております。

第31条は、重要事項に関する規定である運営規程の制定義務について規定しております。

第32条は従業者の勤務体制の確保並びに研修機会の確保等について、また第33条は従業者の健康管理及び設備等の衛生管理について定めたものでございます。

第34条では、運営規程の概要及び従業者の勤務体制等を事業所に掲示する義務について定めております。

第35条は、利用者またはその家族の秘密の保持等に関する規定でございます。

第36条では虚偽または誇大な内容の広告を、第37条では指定居宅介護支援事業者に対する利益供与をそれぞれ禁止しております。

第38条は、提供したサービスの苦情に関する規定であり、苦情窓口を設置するほか苦情内容の記録及び対応について定めております。

第39条には、利用者の家族や地域住民の代表者、地域の医療関係者等により構成される介護・医療連携推進会議の設置義務についての規定を設けております。

第40条は、事故発生時の対応について規定しております。

第41条は、事業所ごとに経理を区分するとともに事業ごとに会計を区分しなければならない旨を定めております。

第42条は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、2年間保存しなければならない旨を定めております。なお、第3項におきまして、地域密着型介護サービス費その他の利用料に関する記録を5年間保存しなければならない旨を規定しておりますが、省令に本項の定めはなく、新たに追加した規定でございます。なお、第58条、第79条、第107条、第127条、第148条、第176条及び第201条におきましても本項を追加しており、全ての地域密着型サービスについて、利用料等に関する記録の保存期間を5年としております。省令の基準を変更した理由につきましては、介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であることに鑑み、2年間の保存期間では事務に支障が生じる可能性があるため、介護報酬に関係する記録については保存する期間を5年と定めたものでございます。

続きまして第43条及び第44条は、訪問看護を行う事業所と連携して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に関して人員及び運営に関する基準の特例を定めたものでございます。

以上が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護における人員、設備及び運営に関する基準についての規定でございます。なお、第45条から第202条までの規定につきましては、その他の地域密着型サービスについての基準を定めたものでございますが、類似の条項が多くございますので、大変失礼とは存じますが、説明を割愛させていただきたいと存じます。

最後に本条例の附則でございますが、附則第1条において、条例の施行期日を平成25年4月1日と定めております。また附則第2条から附則第9条までは、本条例の経過措置を定めたものでございます。

続きまして議案第14号大竹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

第1条から第3条までは、第1章としまして、全体の総則を定めたものでございます。なお、第3条は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則として、指定地域密

着型介護予防サービス事業者の基本姿勢等を定めておりますが、指定地域密着型介護予防サービス事業者が連携すべき相手方に省令に規定のない地域包括支援センターを追加しております。第4条からは、指定地域密着型介護予防サービスの種別ごとに3つの章に分けて、それぞれ従業者の員数及び事業所の設備並びに運営に関する基準のほか、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

まず、全体の構成について御説明させていただきます。

第4条から第42条までは、第2章として、介護予防認知症対応型通所介護について定めております。この中で、第2節の人員及び設備に関する基準については、第5条から第7条までを単独型及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護について、また第8条から第10条までを共用型指定介護予防認知症対応型通所介護についての2つに分けて規定しております。

第43条から第69条までは、第3章として、介護予防小規模多機能型居宅介護について定めております。

第70条から第90条までは、第4章として、介護予防認知症対応型通所生活介護について定めたものでございます。なお、議案第13号の条例案に規定しております定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスにつきましては介護予防のサービスがありませんので、本条例案では規定しておりません。

続きまして、第4条から改めて内容についての御説明をさせていただきます。

十

第2章の介護予防認知症対応型通所介護から、省令と異なる内容を規定したものを中心に御説明させていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

まず第4条でございますが、認知症である利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復及び生活機能の維持、向上を図ることの基本方針を定めたものでございます。第2節の人員及び設備に関する基準について、単独型並びに併設型指定介護予防認知症対応型通所介護及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の2つに分けて規定しておりますが、ここでは前者の単独型並びに併設型指定介護予防認知症対応型通所介護についての規定である第5条から第7条について御説明させていただきたいと思っております。

第5条は、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員などの配置すべき職種及びその員数等について定めたものでございます。

第6条は、管理者の設置義務についての規定であり、管理者の資質及び必要な研修等について規定しております。

第7条は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室など、サービスの提供に必要な設備及び備品等の設置義務並びに各設備の面積等についての規定でございます。

続きまして、第3節の運営に関する基準についてですが、第11条から第21条までは、省令で定める基準と内容の変更はございません。

第22条は、地域密着型介護予防サービス費その他の利用料の受領に関する規定でございますが、第5項におきまして、事業者はサービスの提供に当たり、利用者またはその家族

に対し提供するサービスの内容及び費用を説明しなければならない旨を規定しております。省令には当該説明の方法についての規定がありませんが、利用者保護の観点から利用者またはその家族に対し文書を交付して説明を行うよう明確化しております。なお、その他の地域密着型介護予防サービスである第52条及び第77条の規定についても同様の変更をしております。

続きまして第23条から第39条までの規定については、省令との内容の変更はありません。

第40条は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びに利用者に対するサービス提供に関する記録の整備、保存に関する規定でございますが、省令に定めのない第3項を追加しております。これは介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であることを考慮しての変更でございますが、地域密着型介護予防サービス費その他の利用料に関する記録を5年間保存しなければならない旨を規定しております。なお、第64条及び第85条におきましても本項を追加しており、全ての地域密着型介護予防サービスについて同様の変更を行っております。

第41条は指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針を、また第42条は指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針をそれぞれ定めております。

第43条以下につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護についての基準等を定めたものとなります。

最後に本条例の附則でございますが、附則第1条において条例の施行期日を平成25年4月1日と定めております。また附則第2条から附則第5条までは、本条例の経過措置を定めたものでございます。以上で議案第13号及び議案第14号についての説明を終わります。

続きまして、議案第15号大竹市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明申し上げます。

平成21年に発生した新型インフルエンザは、病状の程度はそれほど重くならないものであったものの、現在東南アジア等で高病原性鳥インフルエンザが散発的に発生しています。このウイルスが変異して人から人に感染するようになった場合など、全国的かつ急速な蔓延の危険性の高い感染症は多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も懸念されます。そのため、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう各種対策の法的根拠の明確化など法的整備を図るために、平成24年5月11日、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されました。本条例は、この法律に基づき、市が設置する対策本部に関し必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容でございますが、第1条に対策本部の設置について、その趣旨を示しております。

次に、第2条は対策本部の組織について、第3条は会議の内容及び招集について、第4条は部の設置について定めております。

最後に第5条では、この条例に定めるもののほかに必要事項を定める場合、本部長に委任する旨を定めております。

附則でございますが、この条例の施行日を新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条に規定する政令で定める日からとしております。以上で議案第15号の説明を終わります。

す。

続きまして、議案第20号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について御説明申し上げます。

平成24年6月27日に地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、これにより平成25年4月1日から、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されます。また平成26年4月1日から、同法の中で障害程度区分を障害者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に見直しがされます。

本条例の内容といたしましては、第1条において、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1に記載しております「障害程度区分認定審査会委員」を「障害支援区分認定審査会委員」に名称を改め、第2条において、大竹市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の題名において「障害程度区分」を「障害支援区分」に、また根拠法令「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正するものでございます。

また附則第1項で施行期日を、附則第2項では改正前の障害程度区分審査委員会の委員は改正後の障害支援区分審査会の委員とみなす旨の経過措置を規定したものでございます。以上で議案第20号の御説明を終わります。

十

続きまして、議案第23号大竹市介護保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に関連し、平成23年6月22日に公布されました介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち施設の入所定員に係る基準及び指定地域密着型サービス事業者並びに指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準について、市町村が条例で定めることとなったことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第3条の2では、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員について定めております。改正前の介護保険法の基準では29人以下とされておりましたが、法改正により29人までの範囲内で地域の実情に応じて入所定員数を変更することが可能となりました。ただし、本市では従前の基準と異なる内容とする理由はございませんので、入所定員を29人以下と定めております。

第3条の3及び第3条の4は、それぞれ指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準についての規定でございます。改正前の介護保険法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の規定では、事業者の指定に際しての要件の一つとして申請者が法人であることを定めておりましたが、介護保険法の改正により市町村の条例で定める者に改められました。なお、本規定は地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されているものの、原則として条例の内容を直接的に拘束

する、必ず適合しなければならない基準であることから、改正前の基準と同様に申請者は法人とする旨を規定しております。

最後に附則において、本条例の施行期日を平成25年4月1日と定めております。

以上で議案第13号から議案第15号、議案第20号及び議案第23号の御説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第29～日程第32〔一括上程〕

議案第21号 大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正について

議案第29号 指定金融機関の指定更新について

議案第30号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（西川健三） 日程第29、議案第21号大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正についてから、日程第32、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務企画部長。

〔総務企画部長 太田勲男 登壇〕

○総務企画部長（太田勲男） 議案第21号及び議案第29号から議案第31号の4件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第21号大願寺地区土地造成事業支援基金条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は大願寺地区土地造成事業を円滑に推進するため、積立額のもととなる税収の範囲について、大願寺地区土地造成事業において造成された小方ヶ丘団地に起因する税収を追加しようとするものでございます。以上、まことに簡単ではございますが、議案第21号の御説明を終わります。

続きまして、議案第29号指定金融機関の指定更新についてでございます。

本件は地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、本市の公金の収納及び支払い事務を取り扱う指定金融機関として株式会社四国銀行を指定しておりますが、その指定期間が本年3月31日をもって満了することとなっております。このため、引き続き株式会社四国銀行を大竹市指定金融機関として指定することが本市の実情に適していると考え、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで指定期間を更新しようとするものでございます。以上で議案第29号の御説明を終わります。



続きまして、議案第30号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として建物の維持管理や三倉岳県立自然公園の利用促進を図ってまいりました。この結果、休憩所内での自主事業の開催など、施設の活用が図られております。また、建物の維持管理につきましても適切に管理されております。指定期間は本年3月31日までとなっており、平成25年度につきましても引き続き三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者に指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。以上で議案第30号の御説明を終わります。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

大竹市マロンの里設置及び管理条例に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として施設の利用増進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。この結果、この施設の設置目的であります農村と都市との交流を初め、山村振興地域の特性を取り入れた地場産品の販売等が図られてきております。佐伯中央農業協同組合の指定期間は今年度末の3月31日までとなっておりますが、平成25年度につきましても引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者として指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第21号及び議案第29号から議案第31号の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33～日程第35〔一括上程〕

議案第22号 大竹市教育環境充実基金条例の一部改正について

議案第25号 大竹会館条例の一部改正について

議案第28号 大竹市民水泳プール設置及び管理等に関する条例の廃止について

○議長（西川健三） 日程第33、議案第22号大竹市教育環境充実基金条例の一部改正についてから日程第35、議案第28号大竹市民水泳プール設置及び管理等に関する条例の廃止についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） 議案第22号、議案第25号、議案第28号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第22号大竹市教育環境充実基金条例の一部改正について御説明申し上げます。

大竹市教育環境充実基金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する法律第6条の規定による再編交付金を財源として、教育環境の充実を図るための基金でございます。

改正の内容でございますが、第1条の設置目的において、従前の児童・生徒への教育環境の充実に加え、市民に対して行う組織的な教育活動環境の充実を図ることを設置目的とするものでございます。この基金を処分する場合の目的となる事業としましては、平成25年度から実施予定の大竹市立小方小学校・小方中学校プール開放事業への充当を想定しております。以上で議案第22号の説明を終わります。

次に議案第25号大竹会館条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正の内容につきましては、大竹市公有財産管理規則第23条の規定により、広島地方検察庁に対しまして大竹会館1室の目的外使用を許可するため、大竹会館条例の別表に記載された貸し室を削除するものでございます。

本議案の提案に至るまでの経緯でございますが、大竹市白石1丁目7番9号に所在する大竹区検察庁の事務所移転に伴い、昨年8月に上級官庁であります広島地方検察庁から市の公共施設で適当な場所を紹介してほしい旨の打診を受け、市の関係部署で適当なスペースを検討したところ、大竹会館1階の応接室の年間稼働率が極端に低いこと、他の部屋で応接の代用が可能であり一般利用に支障がないこと、簡易裁判所や警察署に近接していることなどから市民の利便性を考慮し、大竹会館に事務所開設を許可することが適当であると判断いたしました。以上で議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号大竹市民水泳プール設置及び管理等に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

昭和38年開設の大竹市民水泳プールにつきましては、老朽化が著しいため、平成19年度から休止していたところでございますけれども、現施設での利用は困難であると判断し、本条例を廃止するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第22号、議案第25号、議案第28号についての提案理由の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 今の教育委員会の所掌である大竹会館の応接間を検察庁に貸すということですが、現行条例上のこういう占有ですね、施設の占有についての使用料等の負担規定はどうなっておりますか。それで、現在も大竹地区の社会福祉協議会の部屋がもう何年にもわたって占有されておりますよね。豊田市長の時代に会館の使用条例の変更があったときには、そういう占有とかいうようなことは認めてないんです。使用料もその当時、今

までは無料であったものが半額負担とかいうふうなことで、一律に全て使用する側の使用料負担という規定にされたわけです。私の記憶ではそういうふうに記憶しているんですが、こういう団体や組織の、あるいは今回のような特定機関の占用の場合にどういうふうなことになるか、その点を一つ聞かせてください。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（西尾裕次） 現在のところは貸し室として出ておりますので、貸し室として貸すことをやめ、この地方検察庁に占用的に貸すということで、この貸し室を外そうということで提案させていただいております。以上でございます。

○議長（西川健三） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） いや、そういう説明があったから私が聞いておるんで、それは私の質問に対する答弁じゃない。提案説明だけで。そうでしょ。私が言ってるのは、団体や組織、特定の機関が占用する場合には、占用する側の負担はどうなるかということを聞いておる。占用させますよという提案をされたからそれを聞いておるんで、提案と同じようなことを言うたんじゃ、私の質問の答弁にならん。

○議長（西川健三） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉原克彦） このたびの検察庁の件なんですけども、こちらについては公有財産の関係で、いわゆる大竹会館の資産というもので光熱水費等も発生しますので、そこについてはいただく予定にしております。

○議長（西川健三） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） いただく予定というても、現行の条例に照らして、そういうことをはっきりした上で提案すべきじゃないんですか。一般市民は、豊田市政のときに一律無償であったものが有料化されたんよ。そのときにも条例に違反をして特定の団体組織が占用してきたんですよ。そういう事態を改めるべきだということを再三再四本席でも私は言ってきたんですよ。にもかかわらず、何年にもわたって占用が続いとるんですよ。特定の組織や団体にそういう便宜を図ることは不公平じゃないですか。明らかに条例に違反しとっても、所掌する責任ある教育委員会も何ら対応しなかったんです。だから私はあえて聞いておるんです。だからそこをはっきり答弁してください。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（西尾裕次） 我々としては公共の用に供すると、市民の皆様のために働いていただいとるという考えをもって、このたびの提案をさせていただいておるところでございます。

○議長（西川健三） 山本議員さん3回目になりますんで、一応今は山本議員さんのほうから条例の改正の問題、いろいろな問題がございました。それにつきましては総務文教委員会のほうへ付託いたしますので、そこらあたりについては十分把握していただいて、審議に返答のほうよろしく願いいたします。それで山本議員さん、よろしいですね。

○16番（山本孝三） 問題が長年にわたって、私自身もそのことを機会あるごとに指摘もしたり、善処すべきだということを言ってきたんですが、現状はそうになってないから、今回のように改めて特定の機関に対して占用させるというんなら、条例上もきちっと明確にす

べきだし、無償で占用してもらうということなら、それでも議会の皆さんが了解されりゃあそれでいいということになろうし、無償じゃなしに幾らかでも負担してもらったほうがいいじゃないかということになりゃあ、そういうふうに提案するのが筋じゃないんですか。有償やら無償やらわからんのに応接間を検察庁に貸しますよというような提案の仕方をする事自体に問題があるんじゃないですか。そこをはっきりしなさいということ言ってるんですよ。そんな提案の仕方はないでしょう。ここで答弁できん言うんならやむを得んから、それは総務文教委員会に付託されるんで、そこではっきりしたことを執行部として。

市長はどう考えられるんですか。教育委員会の管理する施設だから教育委員会にお任せということですか。豊田市政のときには、総じて社会教育施設については有償化するということを市長提案でされたんですよ。はっきりしてください。

○議長（西川健三） 以上で、一応山本議員は総務文教委員会に入っておりませんので、執行部のほう側はそこらについては説明ができるように、総務文教委員会のほうでよろしく願いいたします。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本３件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第３６～日程第３７〔一括上程〕

議案第２６号 大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第３５号 平成２４年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（西川健三） 日程第３６、議案第２６号大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について及び日程第３７、議案第３５号平成２４年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第２号）の２件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 北地範久 登壇〕

○上下水道局長（北地範久） 議案第２６号及び議案第３５号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに議案第２６号大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたび、開発行為により造成、整備された区域に小方ヶ丘の住居表示が実施されたことにより、本条例の水道事業の給水区域に小方ヶ丘を加えるために一部改正をしようとするものでございます。以上で議案第２６号の御説明を終わります。

続きまして、議案第３５号平成２４年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的収入及び支出につきましては下水道処理場への流入水量等が当初の見込みより増加したため、収益的収入予算の営業収益に和木町汚水処理負担金180万1,000円を増額し、総額を7億7,948万5,000円とし、収益的支出の営業費用に下水処理場の包括的民間委託業務委託料650万円を増額し、また建設事業費の繰り越し等による当年度支払い消費税及び地方消費税額の増加に伴い営業外費用に200万円を増額し、総額を7億7,309万6,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、国の補正予算で防災・安全交付金が創設されたことで、新たに防災・安全交付金事業を計上して建設改良費を2,000万円増額し、資本的支出の総額を9億8,500万3,000円とし、事業費の増に伴いまして財源である企業債を1,000万円、国庫補助金を1,000万円、それぞれ増額し、資本的収入の総額を6億9,616万3,000円とするものです。この資本的収入及び支出の補正に伴い、業務の予定量の主要な建設改良費、企業債の限度額を増額しようとするものです。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第26号及び議案第35号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、生活環境委員会に付託いたします。

十

~~~~~○~~~~~

日程第38～日程第39〔一括上程〕

議案第33号 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

議案第34号 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（西川健三） 日程第38、議案第33号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第5号）及び日程第39、議案第34号平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 議案第33号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第5号）及び議案第34号平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の各会計補正予算につきまして御説明申し上げ、御承認を得たいと思います。

このたびの補正予算は、経済対策に資することを目的とした平成24年度の国の補正予算に伴う交付金を財源として行う事業の追加及び財源の調整を行うとともに、事業の執行により過不足の整理を行う必要があるものなど、特に必要となった予算を追加したものが主な内容でございます。

初めに271ページからの議案第33号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第5号）から御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3億6,861万9,000円を増額し、予算総額を149億9,883万8,000円にするとともに継続費、繰越明許費及び地方債の補正を予定しているものでございます。

それでは説明の都合により歳出から御説明申し上げます。

284ページの第2款総務費では、4,403万1,000円を増額するものでございます。内容としていたしましては、木野集会所建設に向けた設計業務等を委託料として600万円、生活保護費国庫負担金返還金など前年度事業に係る精算分として国庫補助金等返還金を3,803万1,000円を計上するものでございます。

第3款民生費では、7,620万9,000円を増額するものでございます。内容としていたしましては、自立支援給付に要する経費といたしまして障害福祉サービス給付費を5,686万8,000円、生活保護に係る医療扶助費を1,934万1,000円計上するものでございます。

第4款衛生費では、事業の執行見込みにあわせて3,395万2,000円を減額するものでございます。

第6款農林水産業費では、事業の執行見込みにあわせて県営事業負担金を900万円減額するものでございます。

286ページからの第8款土木費では、2億6,733万1,000円を増額するものでございます。内容としていたしましては、国の経済対策実施に伴う事業として環境整備工事等を1億4,572万5,000円、市営住宅施設改修工事を1億600万円計上するとともに、その他の事業については事業の執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

288ページからの第10款教育費では、2,400万円を増額するものでございます。内容としていたしましては、教育環境充実基金への積立金を6,400万円、玖波小学校屋内運動場耐震診断業務委託料を470万円計上するものでございます。また、国際ソロプチミスト大竹から児童図書購入のための指定寄附の申し出がございましたので、寄附金額にあわせて図書館の図書購入費を3万円計上するものでございます。小方小学校・小方中学校の移転改築事業につきましては、執行見込みにあわせて減額の補正予算措置をするものでございます。以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

280ページの第1款市税につきましては、個人市民税、固定資産税等の増が見込まれるため、2億400万円を増額するものでございます。

第9款地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が確定しましたので、3億4,179万4,000円減額するものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、1億5,238万2,000円増額するものでございます。内容としていたしましては、歳出予算に計上されております自立支援給付に係る国庫負担金2,843万3,000円、国の経済対策事業に関連した社会資本整備総合交付金1億2,276万2,000円を計上し、その他の国庫支出金につきましては歳出事業の執行見込みにあわせて整理をしているものでございます。

第14款県支出金につきましては、歳出予算に計上されております自立支援給付に係る県負担金1,421万6,000円を計上するものでございます。

282ページの第15款財産収入につきましては、岩国大竹道路の事業用地として港町会館跡地や卸場住宅跡地などの売却収入を8,246万9,000円計上するものでございます。

第16款寄附金につきましては、国際ソロプチミスト大竹から図書館図書購入寄附金を3万円計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算について財政調整基金繰入金による財源調整を予定しているものでございます。

第20款市債は、臨時財政対策債を6,022万円、減収補填債を4,740万円計上するほか、国の経済対策事業に関連した補正予算債及び事業の執行にあわせて整理をするものでございます。

以上が歳入予算の概要でございます。

次に274ページの第2表、継続費の補正につきましては、小方小学校・小方中学校移転改築事業に係る事業費総額及び継続期間を事業の進捗状況等に対応するために変更するものでございます。

次に275ページの第3表、繰越明許費の補正につきましては、国の経済対策事業等、諸般の事情により年度内の事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

次に276ページ、第4表、地方債の補正につきましては、事業の執行見込み等にあわせて追加及び借入限度額の変更を予定しているものでございます。

以上が議案第33号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

続きまして、292ページからの議案第34号平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ6,200万円を増額し、予算総額を37億2,392万4,000円にしようとするものでございます。主な内容としましては、第2款保険給付費につきましては医療費の増加に伴い9,552万7,000円を計上し、歳入として療養給付費等負担金を4,400万円、財政調整交付金を1,800万円増額するものでございます。

第7款共同事業拠出金につきましては、決算見込みにあわせて4,200万円減額し、第10款諸支出金につきましては、過年度の精算分として療養給付費交付金等返還金を847万3,000円計上するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第33号及び議案第34号の計2件の各会計補正予算について提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は総務文教委員会に、議案第34号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第40～日程第41〔一括上程〕

議案第36号 大竹市議会政務調査費の交付に関する条例及び大竹市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

議案第37号 大竹市議会委員会条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第40、議案第36号大竹市議会政務調査費の交付に関する条例及び大竹市特別職報酬等審議会条例の一部改正について及び日程第41、議案第37号大竹市議会委員会条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、原田 博議員。13番。

〔議会運営委員長 原田 博議員 登壇〕

○議会運営委員長（原田 博） 議案第36号及び議案第37号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第36号大竹市議会政務調査費の交付に関する条例及び大竹市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正により政務調査費の名称が政務活動費に改められ、交付目的として従来の議員の調査研究に加えその他の活動が追加されるとともに、従来から条例事項とされていた交付の対象、額及び交付の方法のほか、政務活動費を充てることができる経費の範囲についても条例事項となったため、条例の整備を行うものでございます。条例の内容といたしましては、名称の変更として題名及び本則中の「政務調査費」を「政務活動費」に改正いたしております。

まず第1条におきまして、調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として議員に交付するものとし、経費の範囲を第4条で規定するとともに別表にも定め、新たに要請・陳情活動と会議費を追加する一方、使途の透明性の観点から従来ありましたその他の経費は削除いたしております。さらに使途の透明性の確保は議長に求められたことを踏まえ、第9条で、議長が収支報告書を必要に応じて調査し、従来行っておりました収支報告書の閲覧に加え領収書などの証拠書類の閲覧、写しの交付を請求できることとするなど、政務活動費の適正な運用を期するとともに使途の透明性の確保に努めることとしております。

なお、本条例は平成25年3月1日からの施行となっておりますが、経過措置により改正後の条例の適用は施行の日以後に交付された政務活動費から適用するものとしております。

一方、大竹市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、今回の地方自治法の一部改正に基づき「政務調査費」という名称が「政務活動費」への変更になったことにより、条例中の「政務調査費」を「政務活動費」に名称変更するものでございます。

続きまして、議案第37号大竹市議会委員会条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

昨年の12月定例会におきまして、議案第61号大竹市事務分掌条例の一部改正が可決されたことによりまして、常任委員会の所管を変更する必要性が生じました。このため、本条例の別表第1で規定しております総務文教委員会の所管事項中の総務企画部を総務部に、生



活環境委員会の所管事項中の都市環境部を健康福祉部、建設部に改めようとするものでございます。

附則では、平成25年4月1日から施行するものと定めております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を採決いたします。

本2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって議案第36号及び議案第37号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第42 平成25年陳情第1号 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情

○議長（西川健三） 日程第42、平成25年陳情第1号小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成25年陳情第1号は、まちづくり対策特別委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により3月1日から3月7日までの7日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって3月1日から3月7日までの7日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。本日、午後1時から総務文教委員会を、3月4日午前10時から生活環境委員会を、3月5日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、3月6日午前10時から安心安全対策特別委員会を、その終了後、議会改革調査会を、それぞれ第一委員会室で開会する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月8日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時57分 散会

(25. 2. 28)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年2月28日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 二階堂 博

大竹市議会議員 田 中 実 穂

+